

農林漁業とあわせて製造、加工、調理、販売など  
に取り組む皆さまへ

予告！

# HACCPに沿った衛生管理が 制度化されます

厚生労働省・農林水産省 2020年1月

これまで実施してきた衛生管理を「見える化」するものです。  
認証の取得を求められるものでもありません。  
これを機に、衛生管理の取組を見直してみましよう！

食品を扱う事業者には、農林漁業者も含め、食品衛生法が適用されています。このたび、食品衛生法が改正され、食品の製造、加工、調理、販売などを行う事業者には、手洗いや清掃等の一般衛生管理に加え、今後、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられます。

## HACCP(ハサップ)とは

食品を扱う過程において、これまでの衛生管理を基本としつつ、食品の安全性を確保するために重要な工程を管理し、その記録を残し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。食中毒などの健康被害の未然防止につながります。

## HACCP制度化の目的

食品の一層の安全を確保するためです。近年、広域的な食中毒の発生や食中毒件数の下げ止まり傾向があり、事業者におけるより一層の衛生管理が必要です。安全管理の向上は、消費者からの要請に応えることと、事業を守る意味があります。

## 事業者の皆さまが実施すること

- ✓ 皆さまが日々実施する衛生管理の項目を書き出した「衛生管理計画」を作成し、実行した内容を記録に残します。業種・品目に対応した手引書は策定後に公開されますので、それを参考にすれば作成、実施できます。

⇒[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00001.html)

- ✓ 現在開催中の研修や学習動画について、以下のホームページに掲載しています。是非、ご活用下さい。

⇒<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/kensyu/kensyu.html>



## 制度化の対象範囲

- 原則すべての食品等事業者が対象です。農業・水産業における食品の採取は対象外ですが、製造、加工、調理、販売などを行う場合は対象となります。
- 常温保存でも食中毒等の健康被害が起こらない食品のみを輸送・販売する業種など、公衆衛生に与える影響が小さい業種については、制度化への対応が必須ではありません。詳細については最寄りの保健所にお問合せ下さい。

## ご質問と答え

### Q1 いつから制度化されますか？

**A1** 今回の改正食衛法に基づくHACCPに沿った衛生管理の制度化は、2020年6月1日に施行され（その後1年間は実施が猶予）、2021年6月1日から完全制度化されます。

### Q2 HACCP を実施していなかったらどうなりますか？

**A2** 保健所から改善指導を受けることとなります。すぐに営業停止になったり、罰則が科されるわけではありません。

### Q3 設備投資が必要ですか？

**A3** HACCP は工程管理のための手法（ソフト）であり、必ずしも施設・設備（ハード）の整備を求めるものではありません。

### Q4 HACCP の認証取得が必要ですか？

**A4** 認証や承認は必要ありません。事業者様が自ら衛生管理計画を作成し、実施し記録を残すこと、保健所への営業の届出（又は許可）が求められます。

### ①お問い合わせ

【HACCPに沿った衛生管理の制度化について】

食品衛生法の改正については、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。詳細については最寄りの保健所にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>



【その他、本パンフレットに関することについて】

- ・ 農林水産省 食料産業局 食品企業行動室（電話：03-3502-5743）
- ・ 北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課（電話：011-330-8810）
- ・ 東北農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：022-221-6146）
- ・ 関東農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：048-740-0342）
- ・ 北陸農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：076-232-4149）
- ・ 東海農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：052-746-6430）
- ・ 近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：075-414-9024）
- ・ 中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：086-222-1358）
- ・ 九州農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：096-300-6333）
- ・ 沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課（電話：098-866-1673）

# 肥料の生産・輸入・販売に係る ルールが変わります。

土づくりに役立つ堆肥や産業副産物の活用とともに、  
農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、  
**肥料取締法の一部を改正する法律が公布**  
されました。

## 改正のポイント



土づくりや労力・コストの低減につながる  
**肥料の配合に関するルールを見直します**

P1



産業副産物の肥料を、農家がより安心して利用  
できるよう、**原料管理制度を導入します**

P2



成分濃度や原料以外にも**品質や機能などの**  
**表示基準**を設けます

P3



**「肥料の品質の確保等に関する法律」**に  
法律名が変わります

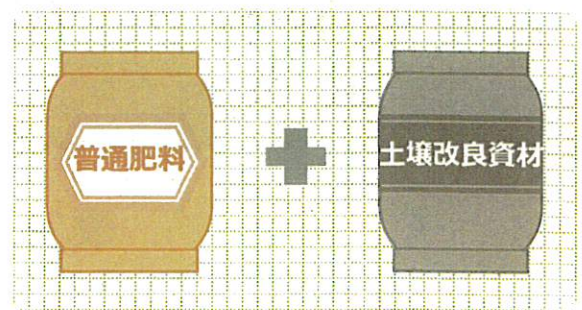
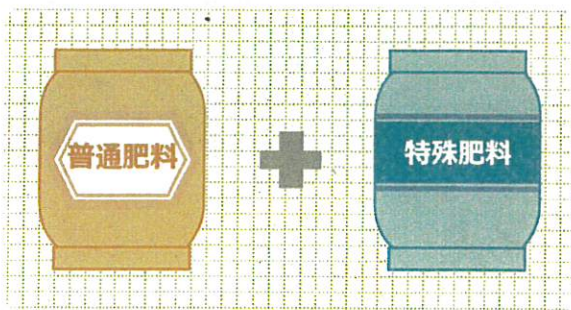
# 配合に関するルールが変わります。

新たに  
できること



- **堆肥と化学肥料を配合した肥料が届出**で生産可能に！
- **造粒等を行った化成肥料も届出**で生産可能に！  
(登録済み肥料のみを原料としている場合に限りです。)
- 生産の **1週間前まで**の届出で生産可能に！

## 新たに可能となる配合の例



※ 一部の原料や組合せは対象外です。詳細は省令等で定めます。

※ 配合可能な土壌改良資材は省令等で定めます。

※ 特殊肥料同士を配合した肥料も、今後特殊肥料として生産できるようにする方向で検討中です。

## 想定されるメリット

- 1** **土づくりと施肥が一度の作業で可能に。**  
ペレット化すれば、通常の散布機で散布可能に。

※ 畜産農家が堆肥等をペレット化する支援事業もあります。詳細はこちら (P30)



土づくり



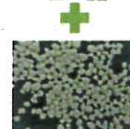
施肥

別々の作業を  
1度に！

- 2** 堆肥の成分の**不足を化学肥料で補い、安定化**することで、**堆肥が使いやすく。**



堆肥



化学肥料

成分が安定  
した堆肥に！

# 原料管理制度が導入されます。

新たに  
対応いただくこと

- 肥料に使える**原料の規格が設定**されます！
- **原料帳簿を備え付け**る必要があります！
- **原料の虚偽宣伝も禁止**になります！



## 原料の規格を設定

- 副産肥料など、これまで個別に使用できる原料を審査し、判断していた肥料について、新たに原料の規格を設定。これにより、**使用できる原料を明確化**。  
(副産〇〇肥料、汚泥肥料など)
- 発生工程も含めて原料の規格を設定  
(調味料製造時におけるアミノ酸発酵反応から生じた発酵残液など)



※対象となる肥料の範囲や原料の詳細は今後、省令等で定めます。

## 原料帳簿の備付け

- 生産業者、輸入業者は、事業場ごとに肥料に使用した**原料の名称、数量、仕入先等**を帳簿に記録し、備え付け、2年間保存。



※具体的な記載事項、対象事業者の範囲は今後、省令等で定めます。

## 原料等の虚偽宣伝の禁止

- **チラシやパンフレット、Webサイト**を用いる場合も含め、肥料の、**原料、生産の方法の虚偽の宣伝を禁止**
- 原料等について誤解を生じるおそれのある名称の使用も禁止

# 成分濃度や原料以外の品質や機能などの表示基準を設けます。

- どのくらい**ゆっくり効くか（緩効性）**に関する機能など、**必要に応じ、全国一律の表示基準を定めます。**



※新たな表示基準として定める内容は、今後検討します。



改正法の施行スケジュール（予定）はこちら

	2019.12.4 (改正法公布の日)	2020. 8月頃	12月頃	2021. 12月頃
<b>1年を超えない範囲</b> で施行				
○配合規制のルールの見直し ○法律の題名の変更		内容の 検討	公布	施行
<b>2年を超えない範囲</b> で施行				
○原料管理制度の導入 ○品質や機能などの表示基準の設定		内容の 検討	公布	施行

お問合せ

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

TEL : 03-3502-5968 FAX : 03-3580-8592

農林水産省Webページ:

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_hiryo/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html)



**50代の就農希望者に対して、研修を行う研修機関の皆さまへ**

**【令和元年度補正予算】**

**シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業**

**研修機関が50代の就農希望者に対して  
行う、営農技術習得のための実践研修等  
の費用を助成します！**

**【事業実施主体】**

研修機関（都道府県、農業大学校、市町村、農業協同組合、又はこれらのいずれかを構成員に含む協議会等）

**【支援対象】**

50代（50～59歳）の就農希望者であり、今後、地域の担い手になることが見込まれる方（雇用就農含む）

**【助成対象】**

「営農技術習得のための実践研修等に掛かる費用」を  
研修機関に助成

**（研修指導費、資格取得講習費、外部講師謝金等）**

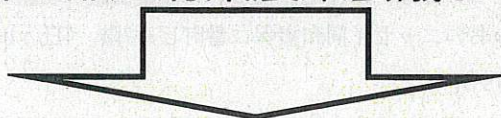
**【助成額】 1人当たり最大120万円**

**【助成期間】 最長1年間**

**【募集期間】 令和2年1月28日～2月18日まで**

**【研修開始時期】 令和2年4月上旬（予定）**

問い合わせ先：裏面の都道府県農業会議までご連絡ください。



農業会議	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通商ビル5階	011-261-0761(直)
青森県	090-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)
岩手県	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019-626-8545(直)
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164(直)
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540(直)
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)
福島県	060-8043	福島市市町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-10 ときアグリプラザ2階	028-648-7270(代)
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(代)
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481(直)
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)
東京都	150-0053	渋谷区代々木2-10-12 JA東京南新宿ビル4階	03-3370-7145(代)
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階 1004号室	045-201-0895(直)
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(代)
静岡県	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-265-7934(直)
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(代)
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通1-86 JAバンク県信連第2分室内	025-223-2186(直)
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(直)
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)
長野県	380-0826	長野市大宇南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291(直)
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館3階	075-417-6848(直)
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1221(直)
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101(代)
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-432-6114(直)
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8371(直)
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611(直)
香川県	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810(代)
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800(代)
高知県	780-0850	高知市丸之内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070(直)
佐賀県	849-0925	佐賀市八下坂町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333(直)
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385(直)
宮崎県	880-0913	宮崎市植次1-7-14	0985-73-9211(直)
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鳴池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議へお願いいたします）

〒102-0084 東京都千代田区二番町5-6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7階 TEL: 03-6265-6891 FAX: 03-6265-6892

農林水産省経営局就農・女性課 雇用・労働グループ  
TEL: 03-6744-2162



### 一部の輸出証明書の申請先・発行場所の変更について

令和2年4月1日から農林水産物・食品輸出促進法が施行され、一部の輸出証明書の申請先・発行場所が変更になります。

#### 4月1日から申請先・発行場所が変更になる輸出証明書

申請先の変更を伴う 輸出証明書の種類		申請先・発行場所	
		3月まで	4月1日から
自由販売 証明書	食品	厚生労働省地方厚生局 [書面・メール・NACCS申請]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方農政局等(注1) [専用システムによる電子申請(注2)、NACCS申請]</li> <li>※1 証明書は、申請先のほか、農林水産省本省、地方農政局等、県域拠点等でも受け取れます。郵送での交付も可能です(送料の負担が必要です)。</li> <li>※2 水産物に係る原発事故関連の証明書の申請方法は、従来と同じですが、入力項目が一部変更になります。</li> <li>※3 自由販売証明書の書面による申請も、当面は受け付けます。</li> <li>・一部の都道府県(水産物に係る原発事故関連の証明書のみ)</li> </ul>
	飼料 飼料添加物 ペットフード	農林水産省(消費・安全局) [書面・メール・NACCS申請]	
水産物に係る原発事故関連の証明書 (検査証明、産地証明等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省(水産庁) [専用システムによる電子申請、NACCS申請]</li> <li>・一部の都道府県</li> </ul>		
水産物の衛生証明書 (インドネシア、ナイジェリア、ブラジル向け)	(一財)日本食品検査 [メール又はNACCS申請]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省本省及び地方農政局等 (インドネシア、ナイジェリア)</li> <li>・厚生労働省局地方厚生局 (ブラジル)</li> </ul> (注1) [書面・メール申請] ※ 証明書は申請先で受け取れます。 ・(一財)日本食品検査 [メール又はNACCS申請]	

※上記以外は、当面現在と同じですが、申請や受取りが便利になるよう順次整備を進めていきます。

(注1) 地方農政局等とは、地方農政局(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)の本局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を指しています。

(注2) 電子申請を行うためには、事前に専用システムの利用申請手続が必要です。

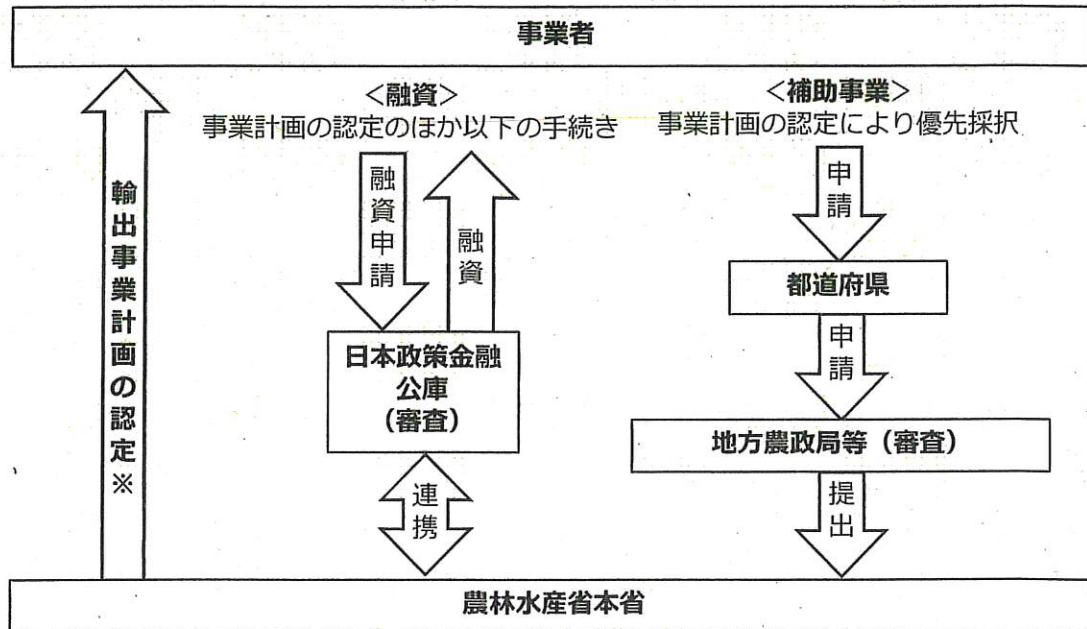
・輸出証明書発行システム [https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/shoumei\\_system.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html)

(参考) NACCS [https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/shoumei\\_naccs.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_naccs.html)

# 輸出に取り組む事業者への支援について

令和2年4月1日から、**輸出事業計画**を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、**日本政策金融公庫**による**融資等の支援**が受けられます。また、**補助事業**を受けやすくなります。

## 支援を受けるための輸出事業計画の認定と支援



※ 補助事業の優先採択を希望する場合の申請先：都道府県  
希望しない場合の申請先：地方農政局等

これまで推進してきた「GFPグローバル産地計画」は、法律に基づく輸出事業計画として位置付けられます。

## 支援①

### 施設整備をサポートする日本政策金融公庫による融資制度（農林水産物・食品輸出促進資金制度）の新設

- 食品流通改善資金について、**輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用**に加えて、**コンサルティング経費、海外における営業事務所の設置**などのための費用も融資対象になります。

(利率0.17~0.22% [令和2年1月21日現在])

- 食品産業品質管理高度化促進資金 (HACCP資金) の融資額の上限 (20億円) が撤廃されます。(利率0.17~0.37% [令和2年1月21日現在])

※利率はご融資期間によって異なります。最新の利率は日本政策金融公庫農林水産事業の窓口までお問い合わせください。

※融資には日本政策金融公庫による審査を受けていただく必要があります。

## 支援②

### ハード・ソフト補助事業の優先採択等を受けられます

- 補助事業である「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用すれば、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の策定と実施に対する支援を受けることができます。
- **輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）**を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、**ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象**となります。

[優先採択等の対象となる主な補助事業]

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

農業農村整備事業等

浜の活力再生・成長促進交付金

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策

食料産業・6次産業化交付金

林業成長産業化総合対策

水産基盤整備事業

- 上記に関する詳細な情報を、GFPコミュニティのウェブサイトを通じて提供しています。

まずは、**GFPコミュニティへの登録**をお願いします。

URL: <https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>



## 支援③

### 新たに食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備への補助が始まります

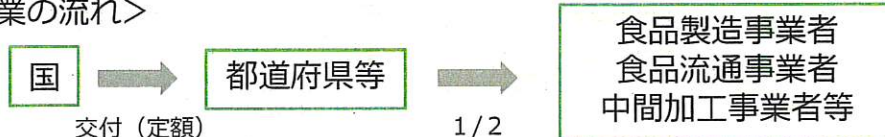
令和元年度補正予算68億円（上限5億円・下限500万円）  
令和2年度当初予算15億円（上限3億円・下限500万円）

- **食品製造事業者等の施設の改修及び新設（かかり増し経費）、機器の整備、それらと一体的に行うHACCP等の認証取得費、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等**を支援します。
- また、輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）を作成して農林水産大臣による認定を受ければ、**優先採択やポイント加算**がされます。詳しくは、施設の所在する都道府県に御相談ください。

<事業の内容>

- ① 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
  - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C等の規格を満たす施設
  - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
  - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
- ② 施設整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



# より分かりやすい輸出のための手続きについて

輸出先国、対象産品ごとに、輸出証明書の発行、生産区域の指定又は加工施設の認定手続きについて、農林水産大臣、厚生労働大臣等が公示し、手続きを分かりやすくします。

## 現在、輸出証明書の発行、生産区域の指定又は加工施設の認定の手続きが必要な国・地域と品目

輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品	輸出先国	対象産品
EU	牛肉、家きん肉 食肉製品、乳製品 家きん卵及び卵製品 ケーシング ゼラチン・コラーゲン 水産物 ペットフード	シンガポール	牛肉、豚肉、家きん肉 食肉製品 家きん卵製品 水産物	ミャンマー	牛肉
				メキシコ	牛肉 水産物
米国	牛肉 水産物	タイ	牛肉、豚肉 青果物	ロシア	牛肉 水産物
アラブ首長国連邦	牛肉	ナイジェリア	水産物	韓国	家きん卵 畜産加工品 水産物
アルゼンチン	牛肉	ニュージーランド	牛肉 水産物（二枚貝）	香港	牛肉、豚肉、家きん肉 乳及び乳製品 家きん卵及び卵製品 アイスクリーム類等 水産物 モクスガニ
インド	水産物 養殖水産動物用飼料				
インドネシア	牛肉 水産物	バーレーン	牛肉	台湾	牛肉 家きん卵及び卵製品 乳及び乳製品 水産物
		フィリピン	牛肉		
ウクライナ	水産物	ブラジル	牛肉 水産物 飲料・酢		
ウルグアイ	牛肉	ベトナム	牛肉、豚肉、家きん肉 水産物	中国	乳及び乳製品 水産物 錦鯉
オーストラリア	牛肉 水産物 養殖等用飼料				
カタール	牛肉	マカオ	牛肉、豚肉	各国共通	錦鯉（中国を除く） キャビア まぐろ類 めろ 原発事故関連証明書 自由販売証明書
カナダ	牛肉 水生動物	マレーシア	牛肉 水産物		

上記とは別に、輸出先国、産品に応じて、植物検疫、動物検疫の手続きが必要です。これらも含めた分かりやすい手続きの一覧を整備します（準備中）

※ 農林水産物・食品輸出促進法の政令及び省令の規定見込み事項についてパブリックコメント中です。

# 地方自治体や民間の検査機関の体制強化支援について

証明書発行や施設認定等の迅速化のため、これらを行う都道府県、保健所設置市、特別区や民間検査機関等の体制強化を支援します。

## 地方自治体や民間の検査機関向けの支援内容

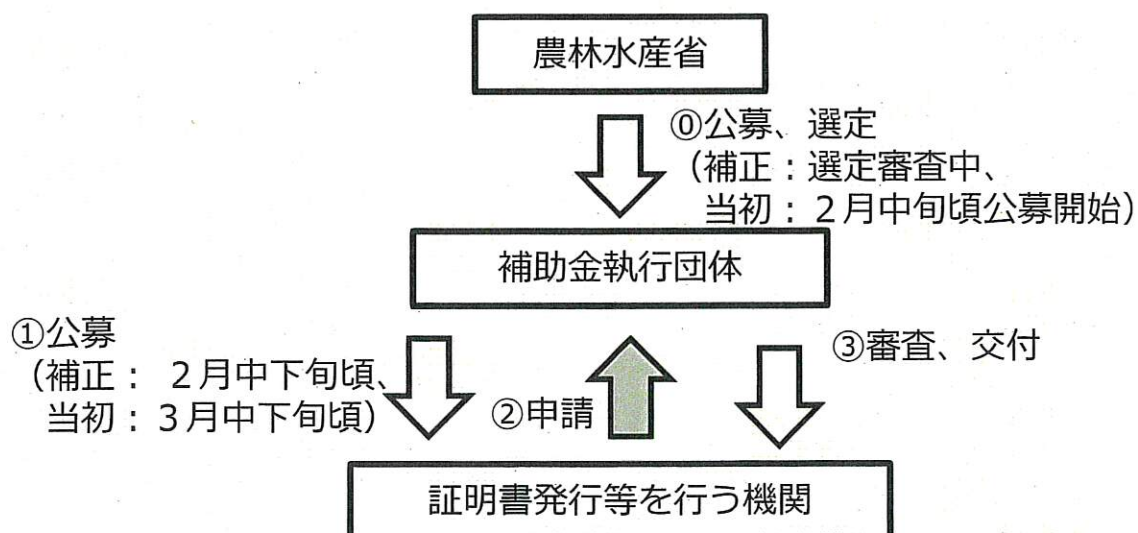
予算事業メニュー	支援内容
①能力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務担当者の研修参加や研修資料の作成</li> <li>検査機関が取得すべき国際規格（ISO/IEC 17025）の認定取得</li> </ul>
②体制強化	輸出に取り組む事業者のニーズに対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談、申請受付、事前審査対応を行う人員の増強</li> <li>窓口の新設、受付時間の延長等によるサービス向上等</li> </ul>
③検査機器の導入・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器の購入・更新 (補助金額の上限2,500万円、下限100万円)</li> </ul>

予算額：令和元年度補正予算1.3億円、令和2年度当初予算2.8億円

補助率：①、②は定額、③は1/2以内

### (参考) 予算事業の流れ

※公募のスケジュールは、予算の成立時期によって変わり得ます。



## お問合せ先

### 農林水産省：

食料産業局 輸出促進課 輸出対策強化特別チーム  
(4/1以降は、輸出先国規制対策課となる予定です)

電話：03-3501-4079

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

### 各地方農政局：

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話：011-330-8810

東北農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：022-221-6402  
(青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県)

関東農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：048-740-5351  
(茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県)

北陸農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：076-232-4233  
(新潟県 富山県 石川県 福井県)

東海農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：052-223-4619  
(岐阜県 愛知県 三重県)

近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：075-414-9101  
(滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県)

中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：086-224-9415  
(鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県)

九州農政局 経営・事業支援部 地域連携課 電話：096-211-8607  
(福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県)

沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話：098-866-1673

※各地方農政局の地域連携課は、4/1以降、輸出支援課となる予定です。

農林水産物・食品輸出促進資金制度に関するお問い合わせは、株式会社日本政策金融公庫までお願いします。

株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)

電話：0120-154-505

各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>